

# 令和6年度職員団体との交渉結果（第2回人事課長交渉（青年・女性部））

## 1. 交渉団体

自治労滋賀県職員労働組合

## 2. 当局側出席者

人事課長、他人事課員

## 3. 交渉日および場所

令和6年11月13日（水）13:30～14:45 本館3-B会議室

## 4. 内 容

人事委員会勧告の実施、中途採用者の初任給の見直し、諸手当の改善、育児と仕事の両立支援制度、メンタルヘルス対策など

## 5. 交渉状況

職員団体	県
<p>職員の生活改善を図るため、基本給および一時金の大幅な改善を図ること。 また、地域手当の支給割合を引き下げることに伴い、現行の給与水準を確保するための調整を確実にすること。</p>	<p>人事委員会勧告を尊重する立場に変わりはないが、勧告の実施についてはもう少し検討の時間をいただきたい。</p>
<p>滋賀県の新規採用者は、その半数が民間企業での経験を有している。転職による入庁も増えているなか、初任給決定時に民間企業での経験が8割しか考慮されておらず、改善が必要である。</p>	<p>中途採用者の初任給算定については、従来から国よりも有利な取扱いとなっている一方で、近年は人材確保が厳しくなっていること、民間経験が長い職員の採用も増えていることから、前歴換算制度の運用面について、見直しの検討を進めているところである。</p>
<p>扶養手当について、配偶者に対する手当が国に準じて段階的に廃止することとされているが、配偶者の中には病気やけがで働けない人もいる。条件付きでも配偶者に対する手当を認めるよう求める。</p>	<p>扶養手当はこれまでから国に準じた制度としており、配偶者に対する手当についても、令和7年4月以降、段階的に、国に準じて廃止する内容の人事委員会勧告があったことから、これを基本に検討を進めているところである。</p>
<p>通勤手当について、ガソリン価格の高騰を踏まえ支給額の引上げを求める。また高速道路の利用について通勤距離60km以上が要件となっている点、駐車場に係る手当が低く職員の自己負担が大きくなっている点についても、手当額を引き上げるなど改善を求める。</p>	<p>通勤手当については人事委員会勧告に基づいて実施するものであり、交通用具利用者の手当額や駐車・駐輪場利用に係る手当額の引き上げなど人事委員会勧告にない内容を独自に拡大実施することは困難である。</p>
<p>薬剤師に対する初任給調整手当の新設を求める。保健所では獣医師と薬剤師が同じような業務を行うことがあるが、獣医師だけ初任給調整手当が支給されていて薬剤師には支給されていないことから、不満の声がある。</p>	<p>薬剤師に対する初任給調整手当の支給は全国的にもほとんど例がなく、人材確保の状況も踏まえると、新設は困難である。</p>

<p>子育て支援時間について、子育てをしながら働いていると、仕事や通勤、育児の時間だけで1日の大半の時間がかかることとなり、実家の助けを得られない夫婦共働きだと、体を壊さずに働き続けるのは難しい。今後夫婦だけで子育てをする家庭が増えていくと思われるが、夫婦2人でも働き続けられるよう、対象児童の学齢を現在の小学3年生から小学6年生まで引き上げるよう求める。</p>	<p>子育て支援時間について、国では当該制度が存在しないことや、多くの近畿府県でも本県と同様小学3年生までを対象としている状況も踏まえると、小学3年生までを対象とした本県の制度は妥当なものと考えているが、強い意見をいただいたので、総務部長としっかり協議したい。</p>
<p>看護休暇について、子どもが立て続けに病気をり患した際などを考えると5日では足りない状況であり、現行の中学校就学始期に達するまでの子が2人以上いる場合の日数加算の対象年齢を18歳まで引き上げるよう求める。</p>	<p>国や他府県との均衡という観点から、さらなる拡大は困難である。</p>
<p>管理職の、職員の人格・嗜好に対する理解とこれに対応したマネジメント能力の向上が急務だと考える。また、退職者が復職する場合、復職時の所属は退職時とは別の所属とするべきではないか。</p>	<p>メンタルヘルス対策は、職員が日々健康で安心して職務に従事するうえで、非常に大切なものと受け止めており、現在、医師やカウンセラー等による相談事業や職階に応じた研修、ストレスチェック事業などに取り組むとともに、セルフケア能力の向上やメンタル不調の早期発見、早期対応に取り組んでいる。また、退職者の代替措置等にも努めている。</p> <p>復職者の所属については、退職の理由等により、個別に対応しているところである。</p>